

指定管理者制度の導入に係る方針【第 9 版】

平成 18 年 2 月 27 日	策定
平成 18 年 6 月 30 日	改訂
平成 21 年 4 月 1 日	改訂
平成 25 年 8 月 6 日	改訂
平成 26 年 4 月 1 日	改訂
平成 29 年 4 月 1 日	改訂
平成 30 年 8 月 1 日	改訂
平成 30 年 10 月 1 日	改訂
平成 31 年 4 月 1 日	改訂

1 この方針の位置づけ

指定管理者制度を適用するにあたって必要となる事項の方針を以下のとおりとする。
 なお、今後も制度の定着と充実を図るため、さらに検討を続ける必要があることから、他の自治体の動向等にも留意しつつ、今回定めた内容について継続的に検証を行い、必要に応じて方針の見直しを行うこととする。

2 公の施設に対する指定管理者制度の原則適用

指定管理者制度の創設により、その出資する法人や公共的団体等限定された団体から、民間事業者を含めた「法人その他の団体」に対象が拡大され選択の範囲が広まったことから、市としても指定管理者制度を積極的に活用することとし、現在直営管理している施設についても、当該施設のより効果的・効率的な管理運営や活用方法について検証し、指定管理者制度導入の可能性を検討していくものとする。

3 業務の範囲

- ① 事務の効率化・簡素化の観点から、指定管理者は、使用許可・不許可の決定等の事務を行うことができるものとする。

ただし、使用の不許可についての不服申し立てに関することや使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用に関する事務は、指定管理者に行わせることはできない。

- ② 効率性等の観点から、清掃業務、警備業務等についても包括的に委ねることができることとする。ただし、施設の特性、効率性・経済性等を検討した結果、効果が低い場合は、包括的委託とせず、個別に業務委託することとする。

なお、指定管理者は、清掃、警備など個々の業務を第三者に委託できるが、管理に係る業務を一括して第三者に委託することはできない。

4 指定管理者の対象業種等の範囲

法律上は「法人その他の団体」とされており、個人以外であれば、法人のほか2人以上の者による任意の団体であっても対象とすることができる。

5 複数の団体により構成されたグループによる応募

市民サービスの向上や効果的・効率的な管理運営の実現のために、複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）も指定管理者に応募できるものとする。

グループで応募する場合は、グループを代表する団体を定めるものとする。

6 指定管理者の事業所の範囲

地元団体の育成、地域経済の活性化、雇用の場の確保等の観点から、指定管理者に応募できる団体は、原則として、市内に本店、本部等を有するものとする。

ただし、市内に当該業務を行う団体がいないと想定される場合又は市内の団体に比べ効果的・効率的な管理運営や活用方法並びに市民サービスの向上が見込まれる場合は、その限りではない。なお、グループで応募する場合はグループを構成するいずれかの団体が市内に本店、本部等を有するものとする。

7 募集方法

募集方法は、改正後の地方自治法第244条の2第3項の趣旨を踏まえ原則として公募とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公募による選定とすることができる。

- ① 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる施設で、地域の人材を積極的に活用することにより、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができる場合
- ② 福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先される場合
- ③ 極めて専門的な知識・技能が必要な施設で、当該団体のみが業務遂行可能な場合
- ④ 施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められる場合
- ⑤ 公募を実施しても申込者がなかった場合又は公募の手続きをとる暇がない場合
- ⑥ PFI法の活用による長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間指定管理者の役割を担うべき者が当該契約により限定されている場合

8 弘前市指定管理者選定等審議会の設置

指定管理者の募集方法、候補者の要件、業務仕様、候補者の選定等を適正に行うための組織として、弘前市指定管理者選定等審議会を設置する。なお、審議会は5人以内で

組織する。

会長：財務部長

委員：学識経験のある者、総務部長

また、審議会が行う審議の準備事務を行う組織として施設の所管部に小委員会を設置する。

委員長：施設所管部の長

委員：委員長が指名する職員

9 指定期間

指定期間は、市民サービスの継続性と安定性を確保し、指定管理者が中期的な経営計画を立てられるようにするため、原則5年とする。ただし、施設の設置目的やサービス提供の継続性等を勘案し、個別に定めることができるものとする。

10 選定基準及び選定方法

選定基準は、

- ① 市民の平等な利用を確保することができること。
- ② 当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。
- ③ 当該申請に係る事業計画に沿った施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有していること。
- ④ その他施設ごとに必要と認めるものとし、選定方法は、これらを総合的に評価する「総合評価方式」によることとする。具体的には、弘前市指定管理者選定等審議会に諮って決定する。

11 モニタリング（点検・評価・公表制度）の実施

施設の管理運営状況を点検・評価し、その結果を公表することで市民に対する説明責任を果たすとともに、以降の施設の管理運営に反映させることにより、市民のニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営の推進を図るものとする。